

第 2 2 期 第 1 3 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年6月14日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	堤 静 子	
	宮 野 昭 一	
	中 居 裕	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主 幹	東 野 敏 及
	主 幹	相 坂 幸 二
	三戸地方水産事務所 総括主幹	榑 昌 文
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）
原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」
原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第13回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第13回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、東田委員と田高委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明します。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただいて2ページ目を御覧ください。

いつものように、漁業種類と許可すべき漁業者の数、関係地区等についてのみ御説明させていただきます。

まず最初、漁業種類は、小型定置漁業でございます。

関係地区は、三沢市漁協となっております。

上下2段とも、各1名ということになっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

うに潜水器漁業でございます。

これは、関係地区、八戸鮫浦漁協ということになっております。

許可すべき漁業者の数は1人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

ないですか。

ないようですので、それでは、議案第1号については、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について(諮問)」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群)に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号の資料を御覧ください。

これは、県からの諮問書です。主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群)に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和4年5月25日付け4水管第649号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知

事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯につきましては、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について説明します。

資料の議案第2号、3ページ目を御覧ください。

令和4年5月25日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における都道府県漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法の規定により、県資源管理方針に即して定めることとなっており、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分のある、まさば及びごまさば太平洋系群となります。

また、まさば及びごまさば太平洋系群については、配分量は現行水準となっております。

これは、各魚種の配分量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある、国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言・指導を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が、知事漁獲可能量の設定について補足説明となります。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

ありませんですか。

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにしたいと思いますが、御異議、ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、諮問は諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を県から報告願います。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について御報告させていただきます。

お配りしております報告資料1を御覧ください。

令和4年6月8日付けで、県は漁業法に基づき知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。変更の内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が377.0トンから0.6トン増えて、377.6トンとなっております。これは、国の追加配分における消化率メリットについて、消化率メリットの対象となっていない岩手県に誤っ

て追加配分していたため、その分を他の対象である18都道府県に再配分したことによるものです。

なお、これらの計画変更については、漁業法に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続き迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和4年1月13日付け青水振1312号で貴委員会に諮問し、適当である旨答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問、ありませんか。

ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問もないようですので、それでは、以上、これを持ちまして、第22期第13回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時42分